

# 就学援助制度について

久御山町では、経済的な理由により就学が困難な児童の就学を援助するために就学援助制度を設けています。

学校では、入学説明会や転入されたときに制度について紹介しています。

## 【援助を受けられる方】

- 1 要保護児童 … 生活保護を受けている世帯の児童
- 2 準要保護児童 … 1に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童  
世帯の状況や所得などによって認定の目安は変わります。

## 【援助を受けられる費用】

要保護児童には次の⑤⑦が、準要保護児童には①～⑦が援助されます。

- ①学用品費 学期ごとに年間3回支給されます。
- ②校外活動費 学校での校外学習に係る費用
- ③新入学児童用品費 年度当初に認定されている1年生に支給されます。
- ④林間学習費 5年生の林間学習に係る費用
- ⑤修学旅行費 6年生の修学旅行に係る費用
- ⑥給食費 学校の給食会計に直接納入しています。
- ⑦医療費 う歯・結膜炎・中耳炎などの疾病で、学校で治療の指示を受けた場合
- ⑧卒業アルバム代等 卒業アルバム代に係る費用

※②④⑤については、直接業者等への支払いに充てています。

## 【申請方法】

「申請書」に必要事項を記入していただき、学校に提出してください。小学校・中学校の両方にお子さんが在籍されている場合は、それぞれの学校に「申請書」を提出してください。用紙は学校にありますので、必要なときは申し出てください。

また、必要に応じてその他の書類の提出を求められることがあります。

## 【申請時期】

一 斉	準要保護	1月～2月に次の学年の申請をします。 就学援助を受けている方も、継続のために申請が必要です。 (広報くみやまでも掲載されています)
	要保護	4月に申請をします。
年度途中	援助が必要になったときは、随時申請できます。	

## 【その他】

書類の提出等は、期日を過ぎると不利益になる場合があります。締切等は必ず守ってください。